

平成22年9月9日

第7回 布川税務会計事務所研修会開催のご案内 ～生前贈与が相続に与える影響について～

(株)布川計算センター
布川税務会計事務所
税理士 布川 博
担当:殿岡,石川,久古

- 1. 日 時 平成22年10月7日(木)
14:00~16:15(定刻より開始・途中休憩有り)
- 2. 開催会場 布川税務会計事務所 研修室
つくば市稲荷前8-1 布川ビル3F (TEL029-851-2117)
- 3. テーマ 生前贈与が相続に与える影響について(内容については右頁をご参照下さい)
講師:弁護士 布川博良

※研修時間外に、弁護士による相続等(相続以外でも結構です)、当事務所による相続税その他の税金について個別相談を承ります。(ご希望の方は下記にご記入下さい)

- 4. 受講・相談料 無料
- 5. お申込期限 平成22年10月4日(月)

参加ご希望の方は、下記ご出席者欄にご記入の上、お申込期限内にFAX(中央点線「…」よりハサミ等でお切り頂き送信下さい)、またはメールにてお申込み下さい。これらをお持ちでない場合はお電話にてお申込み下さい。尚、定員になり次第お申込みの受付を締め切らせて頂きますのでご了承下さい。

関与先の皆様以外の方でもご参加頂けますので、お誘い合わせの上ぜひお気軽にご参加下さい!

FAX 029-855-2137
メール nunokawa@nunokawa.co.jp
TEL 029-851-2117

ご出席者(個別相談ご希望の方は、個別相談欄に○をご記入下さい)

会社名又は屋号	氏名	TEL	個別相談
合計			名



生前贈与が相続に与える影響について

弁護士 布川博良

1 生前贈与が相続に与える影響

相続が開始した後に①遺産分割②遺留分減殺請求の場面で問題となる。

- ①遺産分割・・・残された遺産をどう分けるかの問題
- ②遺留分減殺請求・・・過大な生前贈与がなされたときにその一部を否定しうるかの問題

2 遺産分割と生前贈与

- (1)特別受益に該当した場合の計算方法(持戻し)
- (2)どのような贈与が特別受益に該当するか
- (3)死亡保険金の特別受益該当性について
- (4)持戻しの免除について
- (5)具体的手続について

3 遺留分減殺請求と生前贈与

- (1)遺留分減殺請求の請求権者(兄弟姉妹及びその代襲者は除かれる)
- (2)遺留分侵害額の算定
- (3)遺留分の放棄
- (4)持戻しの免除との関係
- (5)遺留分減殺請求の効果(価額弁償)
- (6)具体的手続について(消滅時効に注意)